

**令和 4 年度 奈良県地域防災計画（地震編）
修正素案 新旧対照表**

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																				
<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。 (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化 (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立 (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携 (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進 (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進 (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進 (7) 関係法令の遵守 (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進 (9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>2 略</p> <p>第3～第8 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。 (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化 (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立 (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携 (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進 (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進 (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進 (7) 関係法令の遵守 (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進 (9) 男女共同参画 <u>や性的マイノリティ</u>の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>2 略</p> <p>第3～第8 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>																																				
<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="151 1276 1240 1850"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社（奈良支店）</td> <td>1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達</td> <td>1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー北東部導管部）</td> <td>ガスの供給施設の保全と防災管理</td> <td>1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策</td> <td>被災ガス供給施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～第7 略</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧	大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー北東部導管部）	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧	略				<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1377 1276 2466 1850"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社（奈良支店）</td> <td>1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達</td> <td>1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td><u>大阪ガス株式会社</u></td> <td>ガスの供給施設の保全と防災管理</td> <td>1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策</td> <td>被災ガス供給施設の復旧</td> </tr> <tr> <td><u>大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～第7 略</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧	<u>大阪ガス株式会社</u>	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧	<u>大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u>				略				<p>記載の適正化</p> <p>導管部門分社化に伴う</p> <p>導管部門分社化に伴う</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																			
西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧																																			
大阪ガス株式会社（ネットワークカンパニー北東部導管部）	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧																																			
略																																						
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																			
西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧																																			
<u>大阪ガス株式会社</u>	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧																																			
<u>大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u>																																						
略																																						

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 定義 1 略 2 用語について 本節において使用している用語は次のとおりとする。 指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所</p> <p>第2～第6 略</p> <p>第7 住民への周知及び啓発 1～2 略 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。</p> <p>第8～第11 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 定義 1 略 2 用語について 本節において使用している用語は次のとおりとする。 指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る <u>施設</u></p> <p>第2～第6 略</p> <p>第7 略住民への周知及び啓発 1～2 略 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては <u>指定緊急避難場所</u>等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。</p> <p>第8～第11 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定 1～3 略 4 指定の取消 市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備 1 略</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定 1～3 略 4 指定の取消 市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。 <u>知事は、市町村長から指定を取り消す通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備 1 略</p>	<p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 (1) 非常用電源（電気自動車の活用を含む）、自家発電機 (2)～(11) 略</p> <p>3 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備 (1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。 1～4 略 5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保</p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>6～7 略</p> <p>第7～9 略</p>	<p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 (1) 非常用電源（<u>外部給電可能な電動車、再生可能エネルギー</u>の活用を含む）、自家発電機 (2)～(11) 略</p> <p>3 要配慮者や女性<u>及び性的マイノリティ</u>を考慮した避難施設・設備の整備 (1)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。 1～4 略 5 女性<u>や性的マイノリティ</u>の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保 <u>市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性<u>や性的マイノリティ</u>をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>6～7 略</p> <p>第7～9 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p> <p>同上</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>
<p>第4節 要配慮者の安全確保計画 （防災統括室、福祉医療部）</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策 1 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、</p>	<p>第4節 要配慮者の安全確保計画 （防災統括室、福祉医療部）</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策 1 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第7節 防災訓練計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各地域での防災訓練</p> <p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 （要配慮者の避難支援訓練を含む）</p> <p>② 避難所開設・運営訓練 （要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮）</p> <p>③～④</p>	<p style="text-align: center;">第7節 防災訓練計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各地域での防災訓練</p> <p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 （要配慮者の避難支援訓練を含む）</p> <p>② 避難所開設・運営訓練 （要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮）</p> <p>③～④</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>2～3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>2～3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	
<p style="text-align: center;">第16節 ライフライン施設の災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。</p> <p>（1）防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加</p> <p>① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。</p> <p>② 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>③ 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p> <p>（2）電気通信設備等に対する防災計画</p> <p>①～④ 略</p> <p>（3）重要通信の確保</p> <p>①～③ 略</p> <p>（4）災害対策用機器及び車両等の配備</p> <p>略</p> <p>（5）災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話）</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>（9）大規模地震対策特別措置法に係る防災強化</p> <p>KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次</p>	<p style="text-align: center;">第16節 ライフライン施設の災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。</p> <p><u>（1）防災教育</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。</u></p> <p><u>（2）防災訓練</u></p> <p><u>防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p><u>① 災害予報及び警報の伝達</u></p> <p><u>② 非常招集</u></p> <p><u>③ 災害時における通信そ通確保</u></p> <p><u>④ 各種災害対策用機器の操作</u></p> <p><u>⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧</u></p> <p><u>⑥ 消防及び水防</u></p> <p><u>⑦ 避難及び救護</u></p> <p><u>（3）総合防災訓練への参加</u></p> <p><u>中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</u></p> <p><u>（4）電気通信設備等に対する防災計画</u></p> <p>①～④ 略</p> <p><u>（5）重要通信の確保</u></p> <p>①～③ 略</p> <p><u>（6）災害対策用機器及び車両等の配備</u></p> <p>略</p> <p><u>（7）災害対策用資機材等の確保と整備</u></p> <p>①～⑥ 略</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話）</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>（9）大規模地震対策特別措置法に係る防災強化</p> <p>KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 地震防災応急対策</p> <p>(ア)地震予知情報等の伝達 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務 KDDI株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、（5）に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ)局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。</p> <p>(カ)地震防災応急対策の実施準備 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。</p> <p>(キ)地震防災応急対策の実施状況等の報告 KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。</p> <p>② 地震防災に関する知識の普及及び訓練</p> <p>(ア)地震防災上必要な知識の普及 強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(10) 東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画 KDDI株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、（9）の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 津波情報等の伝達経路等の設定 気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」とい</p>	<p>の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 地震防災応急対策</p> <p>(ア)地震予知情報等の伝達 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報、<u>地震に関連する調査情報</u>、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務 KDDI株式会社は、地震予知情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、<u>別</u>に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとるものとする。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ)局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。</p> <p><u>(カ)社員等の安全確保</u> <u>強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(キ)地震防災応急対策の実施準備</u> 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。</p> <p><u>(ク)地震防災応急対策の実施状況等の報告</u> KDDI株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。</p> <p>② 地震防災に関する知識の普及及び訓練</p> <p>(ア)地震防災上必要な知識の普及 強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(10) 東南海・南海<u>南海トラフ</u>地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画 KDDI株式会社は、東南海・南海<u>南海トラフ</u>地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海<u>南海トラフ</u>地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、（9）の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① <u>津波南海トラフ地震に関連する</u>情報等の伝達経路等の設定 気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」とい</p>	<p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>記載の適正化</p> <p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>う。)等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>② 地震防災応急対策（重要通信の確保） 津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、（5）に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。</p> <p>③ 震防災上必要な知識の普及 推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。</p>	<p>う。）南海トラフ地震に関連する情報（以下「南海トラフ関連情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>② 地震防災応急対策 （重要通信の確保） <u>(7)安全の確保</u> <u>推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、南海トラフ関連情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。</u> <u>(1)重要通信の確保</u> <u>津波南海トラフ関連</u>情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、<u>別</u>に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。</p> <p>③ <u>地震</u>防災上必要な知識の普及 推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海<u>南海南海</u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>記載の適正化 同上</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p> <p><u>5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）</u> <u>(1) 関係機関との連絡調整</u> <u>災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。</u></p> <p><u>① 本社における対応</u> <u>ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u> <u>イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u> <u>ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。</u></p> <p><u>② 地域における対応</u> <u>ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u> <u>イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u></p> <p><u>(2) 通信設備等の高信頼化</u> <u>電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。</u></p> <p><u>(3) 重要通信を確保する</u> <u>災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。</u></p> <p><u>(4) 災害対策用機器および車両等の配備</u> <u>災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。</u></p>	<p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 大阪ガス株式会社 （1）～（5） 略 2～5 略</p> <p>第6～第8 略</p>	<p><u>（5）防災に関する教育、訓練</u> 災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。</p> <p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 <u>大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u> （1）～（5） 略 2～5 略</p> <p>第6～第8 略</p>	<p>導管部門分社化に伴う</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p style="text-align: center;">第19節 地盤災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局）</p> <p>第1 地盤災害危険箇所の現況</p> <p>本県の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。</p> <table border="1" data-bbox="489 1102 1023 1942"> <caption>令和2年度末時点</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>地すべり (砂防・災害対策課)</th> <th>急傾斜 (砂防・災害対策課)</th> <th>山地災害危険箇所 (森林資源生産課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>奈良市</td><td>245</td><td>354</td><td>178</td></tr> <tr><td>大和郡山市</td><td>17</td><td>15</td><td>11</td></tr> <tr><td>天理市</td><td>78</td><td>113</td><td>88</td></tr> <tr><td>橿原市</td><td>15</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>桜井市</td><td>289</td><td>353</td><td>123</td></tr> <tr><td>五條市</td><td>260</td><td>516</td><td>176</td></tr> <tr><td>御所市</td><td>145</td><td>73</td><td>72</td></tr> <tr><td>生駒市</td><td>120</td><td>180</td><td>32</td></tr> <tr><td>香芝市</td><td>41</td><td>44</td><td>23</td></tr> <tr><td>葛城市</td><td>53</td><td>35</td><td>42</td></tr> <tr><td>宇陀市</td><td>388</td><td>816</td><td>359</td></tr> <tr><td>山添村</td><td>71</td><td>149</td><td>73</td></tr> <tr><td>平群町</td><td>44</td><td>73</td><td>36</td></tr> <tr><td>三郷町</td><td>19</td><td>16</td><td>12</td></tr> <tr><td>斑鳩町</td><td>9</td><td>9</td><td>13</td></tr> <tr><td>曾爾村</td><td>70</td><td>51</td><td>59</td></tr> <tr><td>御杖村</td><td>150</td><td>105</td><td>87</td></tr> <tr><td>高取町</td><td>83</td><td>134</td><td>43</td></tr> <tr><td>明日香村</td><td>59</td><td>148</td><td>20</td></tr> <tr><td>上牧町</td><td>0</td><td>11</td><td>6</td></tr> <tr><td>王寺町</td><td>11</td><td>22</td><td>6</td></tr> <tr><td>河合町</td><td>0</td><td>9</td><td>3</td></tr> <tr><td>吉野町</td><td>244</td><td>375</td><td>118</td></tr> <tr><td>大淀町</td><td>196</td><td>232</td><td>70</td></tr> <tr><td>下市町</td><td>159</td><td>423</td><td>90</td></tr> <tr><td>黒滝村</td><td>54</td><td>62</td><td>93</td></tr> <tr><td>天川村</td><td>41</td><td>92</td><td>86</td></tr> <tr><td>野迫川村</td><td>46</td><td>38</td><td>91</td></tr> <tr><td>十津川村</td><td>67</td><td>189</td><td>302</td></tr> <tr><td>下北山村</td><td>31</td><td>49</td><td>74</td></tr> <tr><td>上北山村</td><td>13</td><td>39</td><td>71</td></tr> <tr><td>川上村</td><td>28</td><td>98</td><td>96</td></tr> <tr><td>東吉野村</td><td>90</td><td>121</td><td>142</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,136</td><td>4,944</td><td>2,696</td></tr> </tbody> </table>		地すべり (砂防・災害対策課)	急傾斜 (砂防・災害対策課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)	奈良市	245	354	178	大和郡山市	17	15	11	天理市	78	113	88	橿原市	15	0	1	桜井市	289	353	123	五條市	260	516	176	御所市	145	73	72	生駒市	120	180	32	香芝市	41	44	23	葛城市	53	35	42	宇陀市	388	816	359	山添村	71	149	73	平群町	44	73	36	三郷町	19	16	12	斑鳩町	9	9	13	曾爾村	70	51	59	御杖村	150	105	87	高取町	83	134	43	明日香村	59	148	20	上牧町	0	11	6	王寺町	11	22	6	河合町	0	9	3	吉野町	244	375	118	大淀町	196	232	70	下市町	159	423	90	黒滝村	54	62	93	天川村	41	92	86	野迫川村	46	38	91	十津川村	67	189	302	下北山村	31	49	74	上北山村	13	39	71	川上村	28	98	96	東吉野村	90	121	142	合計	3,136	4,944	2,696	<p style="text-align: center;">第19節 地盤災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">（水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局）</p> <p>第1 地盤災害危険箇所の現況</p> <p>本県の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。</p> <table border="1" data-bbox="1736 1102 2211 1942"> <caption>令和3年度末時点</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>地すべり (砂防・災害対策課)</th> <th>急傾斜 (砂防・災害対策課)</th> <th>山地災害危険箇所 (森林資源生産課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>奈良市</td><td>245</td><td>354</td><td>178</td></tr> <tr><td>大和郡山市</td><td>17</td><td>15</td><td>12</td></tr> <tr><td>天理市</td><td>78</td><td>113</td><td>89</td></tr> <tr><td>橿原市</td><td>15</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>桜井市</td><td>289</td><td>353</td><td>123</td></tr> <tr><td>五條市</td><td>260</td><td>516</td><td>178</td></tr> <tr><td>御所市</td><td>145</td><td>73</td><td>73</td></tr> <tr><td>生駒市</td><td>120</td><td>180</td><td>32</td></tr> <tr><td>香芝市</td><td>41</td><td>44</td><td>23</td></tr> <tr><td>葛城市</td><td>53</td><td>35</td><td>42</td></tr> <tr><td>宇陀市</td><td>388</td><td>816</td><td>359</td></tr> <tr><td>山添村</td><td>71</td><td>149</td><td>73</td></tr> <tr><td>平群町</td><td>44</td><td>73</td><td>36</td></tr> <tr><td>三郷町</td><td>19</td><td>16</td><td>12</td></tr> <tr><td>斑鳩町</td><td>9</td><td>9</td><td>13</td></tr> <tr><td>曾爾村</td><td>70</td><td>51</td><td>60</td></tr> <tr><td>御杖村</td><td>150</td><td>105</td><td>88</td></tr> <tr><td>高取町</td><td>83</td><td>134</td><td>43</td></tr> <tr><td>明日香村</td><td>59</td><td>148</td><td>20</td></tr> <tr><td>上牧町</td><td>0</td><td>11</td><td>6</td></tr> <tr><td>王寺町</td><td>11</td><td>22</td><td>6</td></tr> <tr><td>河合町</td><td>0</td><td>9</td><td>3</td></tr> <tr><td>吉野町</td><td>244</td><td>375</td><td>119</td></tr> <tr><td>大淀町</td><td>196</td><td>232</td><td>70</td></tr> <tr><td>下市町</td><td>159</td><td>423</td><td>90</td></tr> <tr><td>黒滝村</td><td>54</td><td>62</td><td>93</td></tr> <tr><td>天川村</td><td>41</td><td>92</td><td>90</td></tr> <tr><td>野迫川村</td><td>46</td><td>38</td><td>93</td></tr> <tr><td>十津川村</td><td>67</td><td>189</td><td>320</td></tr> <tr><td>下北山村</td><td>31</td><td>49</td><td>75</td></tr> <tr><td>上北山村</td><td>13</td><td>39</td><td>71</td></tr> <tr><td>川上村</td><td>28</td><td>98</td><td>98</td></tr> <tr><td>東吉野村</td><td>90</td><td>121</td><td>143</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,136</td><td>4,944</td><td>2,732</td></tr> </tbody> </table>		地すべり (砂防・災害対策課)	急傾斜 (砂防・災害対策課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)	奈良市	245	354	178	大和郡山市	17	15	12	天理市	78	113	89	橿原市	15	0	1	桜井市	289	353	123	五條市	260	516	178	御所市	145	73	73	生駒市	120	180	32	香芝市	41	44	23	葛城市	53	35	42	宇陀市	388	816	359	山添村	71	149	73	平群町	44	73	36	三郷町	19	16	12	斑鳩町	9	9	13	曾爾村	70	51	60	御杖村	150	105	88	高取町	83	134	43	明日香村	59	148	20	上牧町	0	11	6	王寺町	11	22	6	河合町	0	9	3	吉野町	244	375	119	大淀町	196	232	70	下市町	159	423	90	黒滝村	54	62	93	天川村	41	92	90	野迫川村	46	38	93	十津川村	67	189	320	下北山村	31	49	75	上北山村	13	39	71	川上村	28	98	98	東吉野村	90	121	143	合計	3,136	4,944	2,732	<p>表の時点修正</p>
	地すべり (砂防・災害対策課)	急傾斜 (砂防・災害対策課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
奈良市	245	354	178																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大和郡山市	17	15	11																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天理市	78	113	88																																																																																																																																																																																																																																																																																							
橿原市	15	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																							
桜井市	289	353	123																																																																																																																																																																																																																																																																																							
五條市	260	516	176																																																																																																																																																																																																																																																																																							
御所市	145	73	72																																																																																																																																																																																																																																																																																							
生駒市	120	180	32																																																																																																																																																																																																																																																																																							
香芝市	41	44	23																																																																																																																																																																																																																																																																																							
葛城市	53	35	42																																																																																																																																																																																																																																																																																							
宇陀市	388	816	359																																																																																																																																																																																																																																																																																							
山添村	71	149	73																																																																																																																																																																																																																																																																																							
平群町	44	73	36																																																																																																																																																																																																																																																																																							
三郷町	19	16	12																																																																																																																																																																																																																																																																																							
斑鳩町	9	9	13																																																																																																																																																																																																																																																																																							
曾爾村	70	51	59																																																																																																																																																																																																																																																																																							
御杖村	150	105	87																																																																																																																																																																																																																																																																																							
高取町	83	134	43																																																																																																																																																																																																																																																																																							
明日香村	59	148	20																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上牧町	0	11	6																																																																																																																																																																																																																																																																																							
王寺町	11	22	6																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河合町	0	9	3																																																																																																																																																																																																																																																																																							
吉野町	244	375	118																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大淀町	196	232	70																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下市町	159	423	90																																																																																																																																																																																																																																																																																							
黒滝村	54	62	93																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天川村	41	92	86																																																																																																																																																																																																																																																																																							
野迫川村	46	38	91																																																																																																																																																																																																																																																																																							
十津川村	67	189	302																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下北山村	31	49	74																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上北山村	13	39	71																																																																																																																																																																																																																																																																																							
川上村	28	98	96																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東吉野村	90	121	142																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	3,136	4,944	2,696																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	地すべり (砂防・災害対策課)	急傾斜 (砂防・災害対策課)	山地災害危険箇所 (森林資源生産課)																																																																																																																																																																																																																																																																																							
奈良市	245	354	178																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大和郡山市	17	15	12																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天理市	78	113	89																																																																																																																																																																																																																																																																																							
橿原市	15	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																							
桜井市	289	353	123																																																																																																																																																																																																																																																																																							
五條市	260	516	178																																																																																																																																																																																																																																																																																							
御所市	145	73	73																																																																																																																																																																																																																																																																																							
生駒市	120	180	32																																																																																																																																																																																																																																																																																							
香芝市	41	44	23																																																																																																																																																																																																																																																																																							
葛城市	53	35	42																																																																																																																																																																																																																																																																																							
宇陀市	388	816	359																																																																																																																																																																																																																																																																																							
山添村	71	149	73																																																																																																																																																																																																																																																																																							
平群町	44	73	36																																																																																																																																																																																																																																																																																							
三郷町	19	16	12																																																																																																																																																																																																																																																																																							
斑鳩町	9	9	13																																																																																																																																																																																																																																																																																							
曾爾村	70	51	60																																																																																																																																																																																																																																																																																							
御杖村	150	105	88																																																																																																																																																																																																																																																																																							
高取町	83	134	43																																																																																																																																																																																																																																																																																							
明日香村	59	148	20																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上牧町	0	11	6																																																																																																																																																																																																																																																																																							
王寺町	11	22	6																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河合町	0	9	3																																																																																																																																																																																																																																																																																							
吉野町	244	375	119																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大淀町	196	232	70																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下市町	159	423	90																																																																																																																																																																																																																																																																																							
黒滝村	54	62	93																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天川村	41	92	90																																																																																																																																																																																																																																																																																							
野迫川村	46	38	93																																																																																																																																																																																																																																																																																							
十津川村	67	189	320																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下北山村	31	49	75																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上北山村	13	39	71																																																																																																																																																																																																																																																																																							
川上村	28	98	98																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東吉野村	90	121	143																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	3,136	4,944	2,732																																																																																																																																																																																																																																																																																							

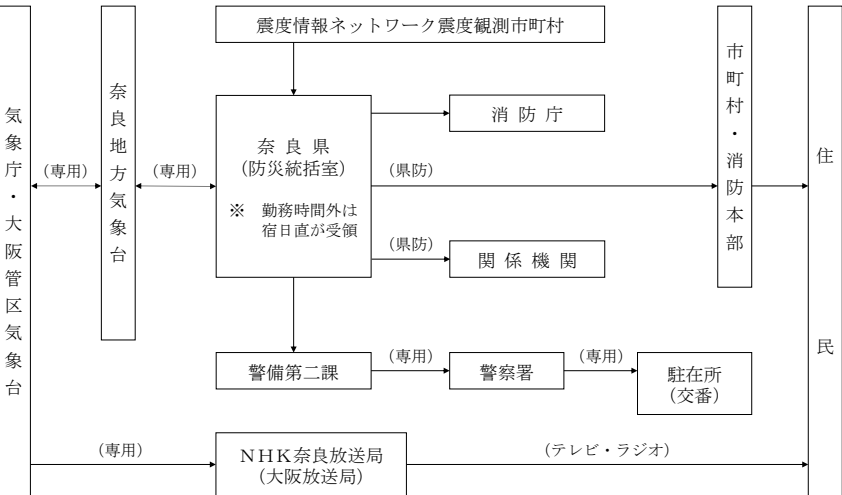
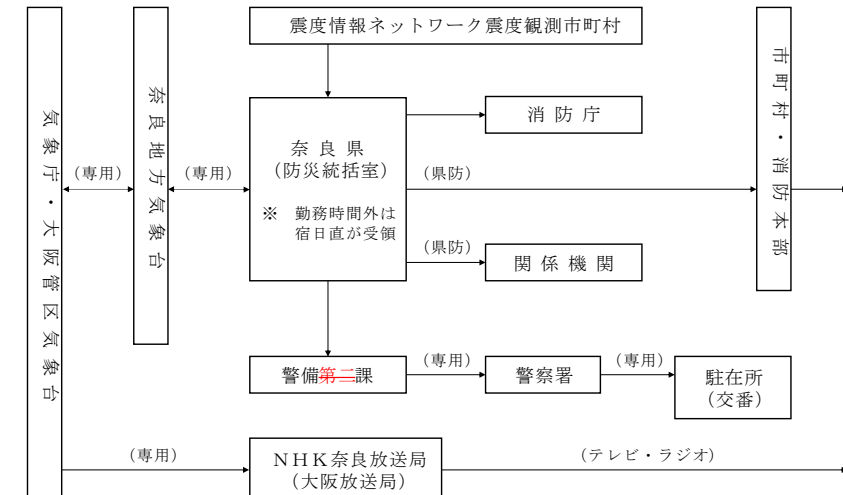
奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第2 略</p> <p>第3 ため池の整備</p> <p>1 現況</p> <p>本県には、約4,300余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。</p> <p>大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>2 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>第2 略</p> <p>第3 ため池の整備</p> <p>1 現況</p> <p>本県には、約4, <u>2</u>00余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。</p> <p>大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>2 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>時点修正</p>
<p>第2 1 節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対象事業及び事業費等</p> <p>県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。</p> <p>計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。</p> <p>(別表) 計画項目及び事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表)</p> <p>(略)</p> <p>※本表は令和4年2月時点のものであり、国との事前協議終了後の内容である。</p>	<p>第2 1 節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対象事業及び事業費等</p> <p>県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。</p> <p>計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。</p> <p>(別表) 計画項目及び事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表)</p> <p>(略)</p> <p>※本表は令和4年2月時点のものであり、国との事前協議終了後の内容である。</p>	<p>時点修正</p>
<p>第2 2 節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1～2</p> <p>3 防災拠点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域防災拠点</p> <p>全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設</p> <p>県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を</p>	<p>第2 2 節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1～2</p> <p>3 防災拠点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域防災拠点</p> <p>全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設</p> <p>県は、<u>以下の施設を</u>広域防災拠点<u>をとして</u>予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点</p>	<p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>進めるものとする。</p> <p>現行の広域防災拠点、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進め、広域防災拠点としての指定を目指す。</p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① 県営競輪場 ② 第二浄化センター ③ 消防学校 ④ 吉野川浄化センター</p> <p>(3) 大規模広域防災拠点</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</p> <p>第2次地震被害想定調査結果を踏まえ、想定する地震ごとに被災地への円滑な救援物資の供給と想定される避難者数に対応した物資の集積面積について考慮する。</p> <p>4 略</p> <p>第2～第3 略</p> <p>第4 防災関係情報の共有化</p> <p>県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</p> <p>第5 略</p> <p>第6 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行</p>	<p>としての環境整備を進めるものとする。</p> <p>現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）、<u>および平城宮跡歴史公園（南側エリア）（奈良市）について整備を進める。</u></p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① 県営競輪場 ② 第二浄化センター ③ 消防学校 ④ 吉野川浄化センター <u>⑤ 馬見丘陵公園</u> <u>⑥ 都祁生涯スポーツセンター</u> <u>⑦ 宇陀市総合体育館</u> <u>⑧ 昴の郷</u> <u>⑨ 下北山スポーツ公園</u></p> <p>(3) 大規模広域防災拠点</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備を進めている。</p> <p><u>防災機能の早期効果発現のため、関係機関との調整を図りながら、大規模広域防災拠点の整備段階に応じた利活用を行う。</u></p> <p><u>また、大規模広域防災拠点と県内の広域防災拠点の連携のあり方等について検討を進める。</u></p> <p>4 略</p> <p>第2～第3 略</p> <p>第4 防災関係情報の共有化</p> <p><u>1 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</u></p> <p><u>2 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u></p> <p>第5 略</p> <p>第6 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>広域防災拠点の追加</p> <p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

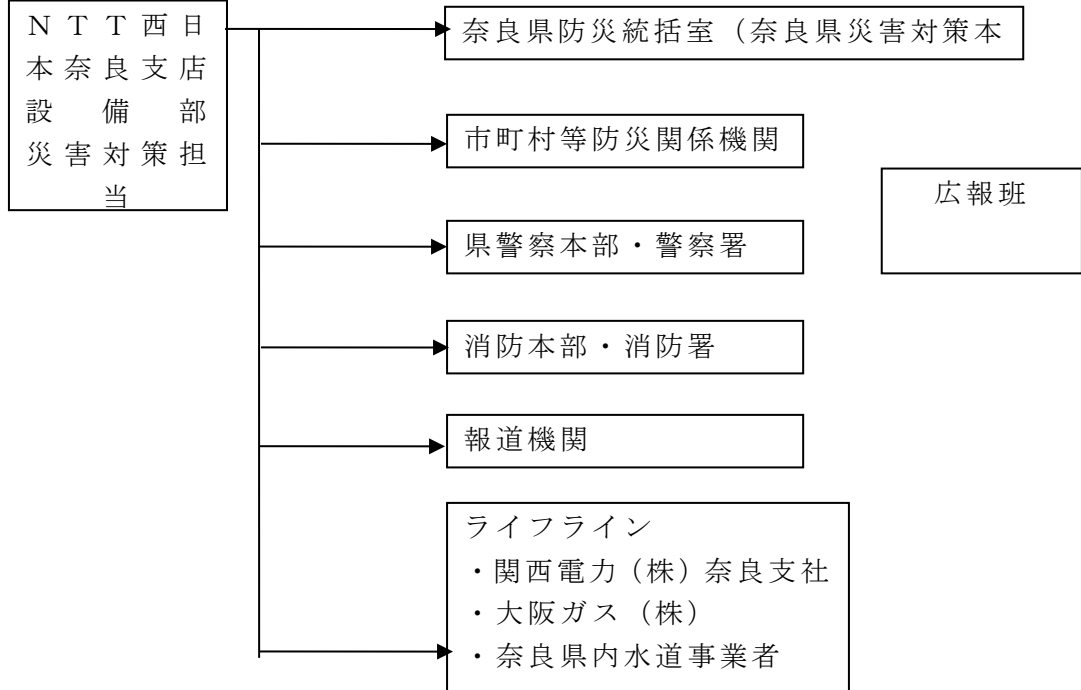
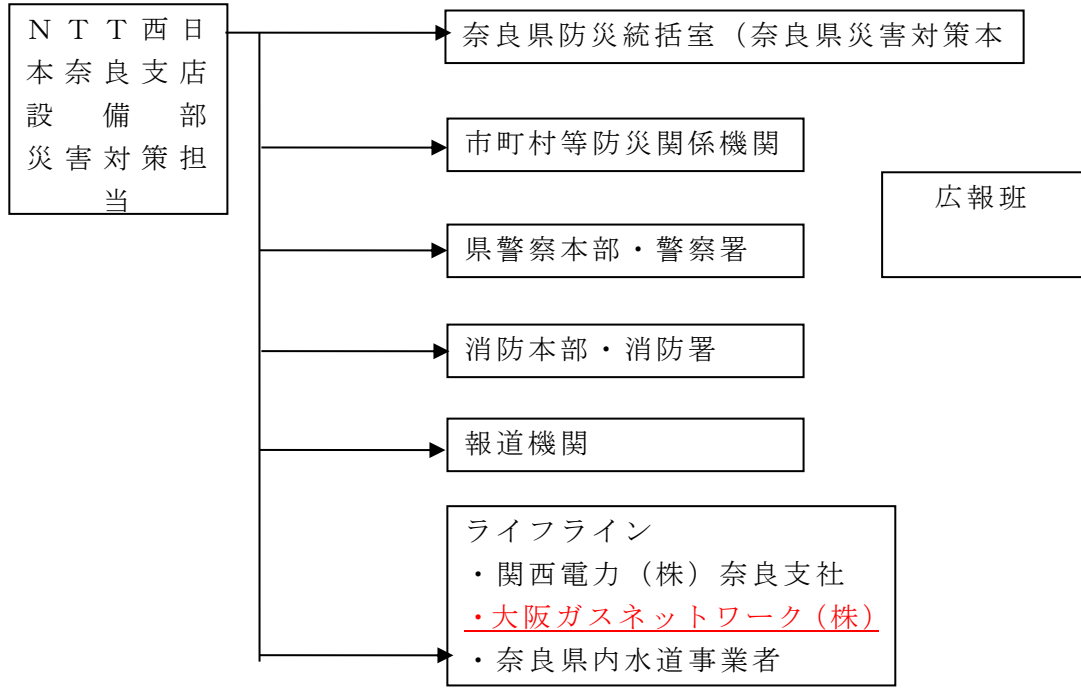
奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3～7 略</p>	<p><u>動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p>3～7 略</p>	
<p style="text-align: center;">第24節 通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備 1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和2年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）は全市町村で整備済みである。 (1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第10 略</p>	<p style="text-align: center;">第24節 通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備 1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。<u>令和3年3月末現在</u>、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）は全市町村で整備済みである。 (1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第10 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第26節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） (防災統括室、総務部、文化・教育・暮らし創造部、県土マネジメント部)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</p> <p>第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第26節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） (防災統括室、総務部、文化・教育・暮らし創造部、県土マネジメント部)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備<u>を進めている。</u> <u>防災機能の早期効果発現のため、関係機関との調整を図りながら、大規模広域防災拠点の整備段階に応じた利活用を行う。</u> <u>また、大規模広域防災拠点と県内の広域防災拠点の連携のあり方等について検討を進める。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第27節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</p> <p>第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第27節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を<u>進めている。</u> <u>防災機能の早期効果発現のため、関係機関との調整を図りながら、大規模広域防災拠点の整備段階に応じた利活用を行う。</u> <u>また、大規模広域防災拠点と県内の広域防災拠点の連携のあり方等について検討を進める。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p>
<p style="text-align: center;">第32節 食料、生活必需品の確保計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村の役割 市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。</p> <p>3 県の役割 県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p> <p>第2～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第32節 食料、生活必需品の確保計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村の役割 市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。 <u>また災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>3 県の役割 県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。 <u>また、災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>第2～第4 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難所の設置 1～2 略 3 民間の施設の利用 県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 また、県は、市町村からの要請により、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の提供提供を要請し、その情報を市町村に提供することにより、要配慮者の受入れにつなげる。 4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 避難所の運営 1 留意事項 市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。</p> <p>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。 県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</p> <p>(1) 避難者による自主的な運営 (2) 避難所の運営における女性の参画 (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮 (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ</p> <p>2 各段階における主な取組事項 各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。 (1) 略 (2) 展開期 展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。 ① 自主的な管理運営体制の確立 自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難所の設置 1～2 略 3 民間の施設の利用 県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 また、県は、市町村からの要請により、要配慮者等に対し多様な避難所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の提供提供を要請し、その情報を市町村に提供することにより、要配慮者の受入れにつなげる。 4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 避難所の運営 1 留意事項 市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。<u>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u> なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。 県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。 (1) 避難者による自主的な運営 (2) 避難所の運営における女性の参画 (3) 男女及び性的マイノリティのニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮 (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ</p> <p>2 各段階における主な取組事項 各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。 (1) 略 (2) 展開期 展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。 ① 自主的な管理運営体制の確立 自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとす</p>	<p>記載の適正化</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>主体の自治組織を設置するにあたっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。</p> <p>②～④ 略 ⑤ その他</p> <p>(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。 (イ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。</p> <p>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ウ)～(エ) 略 (3)～(4) 略 3 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>る多様な視点を幅広く取り入れるようにする。</p> <p>②～④ 略 ⑤ その他</p> <p>(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。 (イ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する <u>とともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。</u></p> <p>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性 <u>及び性的マイノリティ</u>や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ウ)～(エ) 略 (3)～(4) 略 3 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第7節 災害情報の収集・伝達計画 (防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方气象台)</p> <p>第1 地震情報の伝達 1 略 2 情報の受理、伝達 (1) 略 (2) 伝達系統図</p> <p>地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。</p> <p>県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方气象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。</p>  <p>(県防)は県行政通信ネットワーク、(専用)は専用線又は専用無線</p>	<p>第7節 災害情報の収集・伝達計画 (防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方气象台)</p> <p>第1 地震情報の伝達 1 略 2 情報の受理、伝達 (1) 略 (2) 伝達系統図</p> <p>地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。</p> <p>県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方气象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警 警備課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。</p>  <p>(県防)は県行政通信ネットワーク、(専用)は専用線又は専用無線</p>	<p>組織名変更に伴う</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>3 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 被災者の安否情報 1～3 略</p>	<p>3 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 被災者の安否情報 1～3 略</p> <p>4 安否不明者の氏名等の公表 <u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> <u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p>第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 警察へのヘリコプター派遣要請 警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。</p> <div data-bbox="178 1029 1270 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線5802（県庁からは内線5527） 電話 0742-23-0110 内線3572（県庁からは内線5517）</p> </div> <p>第4～第8 略</p>	<p>第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 警察へのヘリコプター派遣要請 警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。</p> <div data-bbox="1403 1029 2427 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>奈良県警察本部警備課 0742-23-0110 内線5802 (県庁からは内線5527)</p> </div> <p>第4～第8 略</p>	<p>組織名変更に伴う</p>
<p>第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設 1 西日本電信電話株式会社 (1) 発生直後の対応 ① 略 ② 災害対策情報の連絡体制 災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。</p>	<p>第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設 1 西日本電信電話株式会社 (1) 発生直後の対応 ① 略 ② 災害対策情報の連絡体制 災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
 <p>③～⑤ 略 (2)～(7) 略 2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話） (1) 略 (2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。</p> <p>(3) 通信の非常そ通措置 ① 重要通信のそ通措置 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。 (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>② 携帯電話の貸出し</p>	 <p>③～⑤ 略 (2)～(7) 略 2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話） (1) 略 (2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。</p> <p>① <u>情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。</u> ② <u>異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。</u> ③ <u>重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。</u> ④ <u>災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。</u> ⑤ <u>防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。</u> ⑥ <u>電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。</u> ⑦ <u>その他、安全上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) 通信の非常そ通措置 ① 重要通信のそ通措置 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。 (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>② 携帯電話の貸出し</p>	<p>導管部門分社化に伴う</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>③ 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。</p> <p>(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(5) 設備の応急復旧 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話） KDDI株式会社は、防災業務計画の定めるところにより以下を実施するものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び連絡 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。</p> <p>① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。</p> <p>② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化 KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 地震防災応急対策 (ア)地震予知情報等の伝達 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。</p> <p>(イ)災害対策本部等の設置 東海地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めるときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。</p> <p>(ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務 略</p>	<p>「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>③ 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。</p> <p>(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>① <u>要員対策</u> ② <u>資材及び物資対策</u> ③ <u>交通及び輸送対策</u> ④ <u>電源対策</u> ⑤ <u>お客様対応</u> ⑥ <u>その他必要な事項</u></p> <p>(5) 設備の応急復旧 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話） KDDI株式会社は、防災業務計画の定めるところにより以下を実施するものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び連絡 災害が発生し、<u>又は</u>発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。</p> <p>① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。</p> <p>② 必要に応じて<u>総</u>務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化 KDDI株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 地震防災応急対策 (ア)地震予知情報等の伝達 <u>東海</u>地震予知情報、<u>東海</u>地震注意情報、<u>東海地震観測情報</u><u>地震に関連する調査情報</u>、警戒宣言、地震防災応急対策をとるべき旨の通知その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。</p> <p>(イ)災害対策本部等の設置 <u>東海</u>地震注意情報が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めるときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等を設置するものとする。</p> <p>(ウ)地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>KDDI株式会社の防災業務計画の修正による</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>(エ)災害対策用機器、設備、車両等の配備 略</p> <p>(オ)局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。</p> <p>(カ)地震防災応急対策の実施準備 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、東海地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。</p> <p>(キ)地震防災応急対策の実施状況等の報告 K D D I 株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。</p> <p>② 地震防災に関する知識の普及及び訓練</p> <p>(ア)地震防災上必要な知識の普及 強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東海地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>(イ)地震防災訓練 強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧並びに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。</p> <p>(8) 東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画 K D D I 株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、(9)の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① 津波情報等の伝達経路等の設定 気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>② 地震防災応急対策（重要通信の確保）</p>	<p>(エ)災害対策用機器、設備、車両等の配備 略</p> <p>(オ)局舎、設備等の点検 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、<u>東海</u>地震注意情報が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。</p> <p>(カ)<u>社員等の安全確保</u> <u>強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地震注意情報が発せられた場合、地域の事業に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるものとする。</u></p> <p>(キ)地震防災応急対策の実施準備 強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、<u>東海</u>地震注意情報が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行うこととする。</p> <p>(ク)地震防災応急対策の実施状況等の報告 K D D I 株式会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告するものとする。</p> <p>② 地震防災に関する知識の普及及び訓練</p> <p>(ア)地震防災上必要な知識の普及 強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、<u>東海</u>地震の予知、予想される地震の規模、地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>(イ)地震防災訓練 強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な地震予知情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、<u>ならび</u>に関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行うものとする。</p> <p>(8) <u>東南海・南海南海トラフ</u>地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画 K D D I 株式会社は、<u>東南海・南海南海トラフ</u>地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、<u>東南海・南海南海トラフ</u>地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、<u>(7)</u>の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>① <u>津波南海トラフ地震に関連する</u>情報等の伝達経路等の設定 気象庁が発表する<u>津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）南海トラフ地震に関連する情報（以下「南海トラフ関連情報」という。）</u>等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>② 地震防災応急対策 <u>（重要通信の確保）</u> <u>(ア)安全の確保</u> <u>推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、南海トラフ関連情報等が確実に伝達できるよう十分</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、(4)に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。</p> <p>③ 地震防災上必要な知識の普及 推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>4 略</p>	<p><u>留意するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>重要通信の確保</u> <u>南海トラフ関連情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、(4)に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとるものとする。</u></p> <p>③ 地震防災上必要な知識の普及 推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、東南海・南海<u>南海南海トラフ</u>地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。</p> <p>4 略</p> <p><u>5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）</u></p> <p>(1) <u>情報収集と連絡</u> <u>災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。</u></p> <p>① <u>災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。</u></p> <p>② <u>必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</u></p> <p>(2) <u>警戒措置</u> <u>災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて警戒の措置を取る。</u></p> <p>(3) <u>重要通信の疎通確保</u></p> <p>① <u>災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。</u></p> <p>② <u>「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。</u></p> <p>(4) <u>災害時における広報</u></p> <p>① <u>災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u></p> <p>② <u>テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</u></p> <p>(5) <u>対策組織の確立</u> <u>災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。</u></p> <p>(6) <u>社外機関に対する応援または協力の要請</u> <u>災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</u></p> <p>(7) <u>災害時における災害対策用資機材の確保</u> <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。</u></p> <p>(8) <u>設備の応急復旧</u> <u>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 大阪ガス株式会社 （1）～（5） 略</p> <p>2 大和ガス株式会社 （1）～（5） 略 （6）災害対策本部の初動措置 ① 情報収集 ② 地震直後の情報収集 （ア）供給所等の情報収集 （イ）ガス導管網の被害に関する情報 ③ 緊急巡回点検</p> <p>（7）緊急措置（供給停止）の実施</p> <p>（8）略</p> <p>3～5 略</p> <p>第6～第7 略</p>	<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 <u>大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u> （1）～（5） 略</p> <p>2 大和ガス株式会社 （1）～（5） 略 （6）災害対策本部の初動措置 ① 情報収集 ② 地震直後の情報収集 （ア）供給所等の情報収集 （イ）ガス導管網の被害に関する情報 ③ 緊急巡回点検 ④ <u>緊急措置（供給停止）の実施</u></p> <p>（7）緊急措置（供給停止）の実施 ① <u>災害復旧計画においては災害拠点病院等を原則として優先し、災害状況、各設備の被害状況を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。</u> ② <u>大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき救援要請を行う。</u></p> <p>（8）略</p> <p>3～5 略</p> <p>第6～第7 略</p>	<p>導管部門分社化に伴う</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第26節 緊急輸送計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照） （1）県営競輪場 （2）第二浄化センター （3）消防学校 （4）吉野川浄化センター</p> <p>更に、大規模広域防災拠点の整備を図る。</p> <p>2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">第26節 緊急輸送計画 (防災統括室)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照） （1）県営競輪場 （2）第二浄化センター （3）消防学校 （4）吉野川浄化センター <u>（5）馬見丘陵公園</u> <u>（6）都祁生涯スポーツセンター</u> <u>（7）宇陀市総合体育館</u> <u>（8）昴の郷</u> <u>（9）下北山スポーツ公園</u></p> <p>更に、大規模広域防災拠点の整備を<u>進めている。</u></p> <p>2～3 略</p>	<p>広域防災拠点の追加</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第27節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)</p> <p>第1 災害警備 1 略 2 警備体制 県警察は、次の警備体制に従って災害警備活動を行う。 (1) 甲号体制 県内で震度5強以上の地震が発生した場合にとる体制をいう。 (2) 乙号体制 県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生し、相当な被害が発生した場合にとる体制をいう。 (3) 丙号体制 県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合にとる体制をいう。 (4) 支援体制 他の都道府県で大震災が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。</p> <p>3 警備本部等の設置 (1) 県警察本部 ①～② 略 ③ 丙号体制 県警察本部警備第二課に震災警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。 (2) 略 (3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置 ① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合 甲号体制に準ずる震災警備本部を設置する。 ② 支援活動を実施する必要がある場合 乙号体制に準ずる震災警備本部を設置する。 ③ 支援活動を実施することが予想される場合 丙号体制に準ずる震災警備連絡室を設置する。</p> <p>第2 略</p>	<p style="text-align: center;">第27節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)</p> <p>第1 災害警備 1 略 2 警備体制 県警察は、次の警備体制に従って災害警備活動を行う。 (1) 甲号体制 <u>県内で震度5強以上の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合にとる体制をいう。</u> (2) 乙号体制 <u>県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生し、相当な被害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合にとる体制をいう。</u> (3) 丙号体制 <u>県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられた場合にとる体制をいう。</u> (4) 支援体制 他の都道府県で大震災が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。</p> <p>3 警備本部等の設置 (1) 県警察本部 ①～② 略 ③ 丙号体制 <u>県警察本部警備課</u>に震災警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。 (2) 略 (3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置 ① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合 <u>乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。</u> ② <u>支援活動を実施する必要がある場合又は、支援活動を実施することが予想される場合</u> 丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。</p> <p>第2 略</p>	<p>奈良県警察大震災警備計画例規修正による 同上 同上 同上 組織名変更に伴う 奈良県警察大震災警備計画例規修正による 同上</p>
<p style="text-align: center;">第34節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 費用 災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。</p>	<p style="text-align: center;">第34節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 費用 災害救助法第<u>18</u>条により、救助に要する費用は県が支弁する。</p>	<p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（地震編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>但し、同法第36条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。</p>	<p>但し、同法第<u>21</u>条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。</p>	<p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 女性のための相談 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。 (電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談)</p> <p>第5～第15 略</p>	<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 女性や性的マイノリティのための相談 災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。 (電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談)</p> <p>第5～第15 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による 同上 同上</p>
<p style="text-align: center;">第7節 災害復旧・復興計画 (全部局)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 復旧・復興計画の策定 被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・県民生活を目指し、発災後、県民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れられるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 技術的・財政的支援 県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。 また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。</p> <p>さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。</p> <p>5 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第7節 災害復旧・復興計画 (全部局)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 復旧・復興計画の策定 被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・県民生活を目指し、発災後、県民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れられるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 技術的・財政的支援 県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。 また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。</p> <p>さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。</p> <p>5 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第13節 支援・受援体制の整備 (防災統括室、県土マネジメント部)</p> <p>第1～2 略</p> <p>第3 被災地への人的支援 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や、関西広域連合、全国知事会、全国市長会または全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。さらに、国の現地災害対策本部が設置された際には、リエゾンとして職員の派遣を行い、必要な情報収集等を行うものとする。 また、必要に応じて、被災市区町村応援職員確保システムや災害マネジメント（総括）支援員制度等の国の制度を活用し、支援または受援に努める。</p> <p>第4 大規模広域防災拠点の整備 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 支援・受援体制の整備 (防災統括室、県土マネジメント部)</p> <p>第1～2 略</p> <p>第3 被災地への人的支援 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や、関西広域連合、全国知事会、全国市長会または全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。さらに、国の現地災害対策本部が設置された際には、リエゾンとして職員の派遣を行い、必要な情報収集等を行うものとする。 また、必要に応じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>や災害マネジメント（総括）支援員制度等の国の制度を活用し、支援または受援に努める。</p> <p>第4 大規模広域防災拠点の整備 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備<u>を進めている。</u> <u>防災機能の早期効果発現のため、関係機関との調整を図りながら、大規模広域防災拠点の整備段階に応じた利活用を行う。</u> <u>また、大規模広域防災拠点と県内の広域防災拠点の連携のあり方等について検討を進める。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p>